

岡山市産農水産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市産農水産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金要綱（以下「要綱」という。）に基づき、岡山市産農水産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(審査会及び補助事業の採択)

第2条 要綱第3条第1項に規定する「新技術・新作物開発チャレンジ事業」の採択にあたっては、審査会を設置し、選考するものとする。

2 前項の審査会は、岡山市農林水産部長及び農林水産課長並びに岡山県備前広域農業普及指導センター所長等関係職員をもって構成する。

(事業の期間)

第3条 要綱第3条第1項に規定する「新技術・新作物開発チャレンジ事業」において、前条に規定する審査会が特に必要と認める場合は、事業の期間を1年延長することができる。

(補助金交付対象者の選定手続)

第4条 提出された交付申請書等の内容が要綱に定められた要件を満たしている者（以下「応募者」という。）の交付申請書に記載された補助金の額の合計が予算を超える場合は、次の各号に定めるところにより補助金交付対象者を選定する。

(1) 新技術・新作物開発チャレンジ事業

第2条に規定する審査会における評価順に選定する。

(2) 6次産業化チャレンジ事業

次のア、イの順に選定する。

ア 高等学校や大学と連携して商品を開発する応募者

イ 過去にこの補助金を受けた回数が少ない応募者

(3) 認知度向上チャレンジ事業

次のア、イの順に選定する。

ア 6次産業化チャレンジ事業申請者

イ 過去にこの補助金を受けた回数が少ない応募者

(4) 販路開拓チャレンジ事業

次のア、イ、ウの順に選定する。

ア 海外における見本市等に出展する応募者

イ 6次産業化チャレンジ事業申請者（6次産業化チャレンジ事業により開発した商品に係る取り組みであって、6次産業化チャレンジ事業の採択年度から起算して2年度以内に申請する場合）

ウ 過去にこの補助金を受けた回数が少ない応募者

- 2 前項第2号から第4号の規定により応募者を選定する場合において、過去に補助金を受けた回数が同数の応募者が複数あり、その応募者の間で順位を決定する必要がある場合は、抽選により順位を決定する。なお、抽選会に欠席した応募者は、原則として抽選を棄権したものとす。
- 3 前項の規定により応募者に順位を決定した場合において、最下位で選定された応募者の補助金の額は、予算から選定された他の応募者の交付申請書に記載された補助金の額の合計を差し引いた額の範囲内とする。

（販路開拓チャレンジ事業関係）

第5条 海外で開催される見本市等において、現地通貨にて支払う補助事業対象経費がある場合、事業計画書及び収支予算書には現地通貨による金額と日本円に換算した金額を併記するものとし、その換算の基準は、交付申請書作成日の日本経済新聞に掲載される外為対顧客電信売相場によることを原則とする。

- 2 海外で開催される見本市等において、現地通貨にて支払う補助対象経費がある場合の補助金の額は、交付決定時の補助金の額を上限額として、補助対象経費を日本円に換算して支払った額以内とし、その換算の方法は次によることを原則とする。

（1）金融機関を利用して送金する場合は電信売相場等による換算額とする。なお、金融機関に支払う手数料等は含めない。

（2）クレジットカードを使用して支払う場合は、クレジットカード会社の換算相場による金額とする。

（3）第1号及び第2号により難しい場合は、支払い方法等に応じ、現地通貨使用の際の外貨両替相場等により換算した金額とする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行する。